

USS ワンクリック規程

第1条（目的）

本規程は、オークションにおいて流札車両となった車両を翌開催日のオークションに出品するまでの間、CIS 情報サービスおよび USS エンジンサイトを利用して定額で落札を受け付けるワンクリックサービスの利用について定める。

第2条（参加資格）

ワンクリックサービスを利用することができるのは、USS 正会員および特別会員とする。

第3条（手数料）

1. ワンクリックサービスの手数料については、当社が別途定める。
2. ワンクリックサービスで成約した場合、翌開催のオークションの出品手数料はかからないものとする。

第4条（掲載除外車両）

出品店は、オークション開催日に以下に該当する処理が行われた車両はワンクリックサービスを利用することができない。

- (1) 当社によりオークションへの出品が取り消された車両
- (2) オークション規則第 60 条により出品店が契約を解除した車両
- (3) クレーム規程第 10 条により落札店が契約を解除した車両
- (4) 出品店が当社の出庫票の発行を受けた車両
- (5) 出品票に不正確な記載があり、出品店において再出品時に出品票の訂正が必要な車両

第5条（掲載方法）

出品店は、CIS、USS エンジン又はオークション会場端末により掲載の登録を行う。

第6条（掲載期間）

ワンクリックサービスの掲載期間は、流札となったオークション開催日の翌日午前 10 時から、オークション翌開催日前日の正午までとする。

第7条（掲載の責任）

掲載に際して必要な条件の確認と価格の登録、および掲載後の掲載取り消し又は価格変更は、出品店の責任により行い、当社は出品店の行為に関し責任を負わない。

第 8 条（売買の成立）

1. 落札しようとする会員は、CIS 画面上の操作により、落札する。
2. 落札により、出品店と落札店の間に成約車両に関する売買契約が成立する。

第 9 条（成約通知）

1. 成約した場合、当社は、出品店および落札店に対し、ファックス又は E メールにより成約した旨の通知をする。
2. 出品店および落札店は、ワンクリックサービスの画面により結果を確認するものとし、通信障害により前項の通知が到達しない場合でも、当社は責任を負わない。
3. 第 1 項の通知が出品店又は落札店に到達しない場合でも、落札した日を成約日とする。

第 10 条（代金決済）

落札店は、当社に対し、落札車両代金等を U S S 会場の翌オークション開催分の支払期限までに支払う。

第 11 条（キャンセルペナルティの支払による解除）

1. 出品店および落札店は、成約日の翌営業日（成約日の翌営業日がオークションの翌開催日に該当する場合は成約日当日）の 17 時までの間、お互いに相手方に対してペナルティ 5 万円を支払うことによって、当該車両の売買契約を解除することができるものとする。ただし、落札店は、成約車両を搬出後は契約の解除をすることができない
2. 前項の契約解除の場合、当事者双方は、当社に対して成約手数料および落札手数料を支払わなければならないものとし、出品店が契約を解除する場合は、成約手数料および落札手数料は出品店の負担とし、落札店が契約を解除する場合は、成約手数料および落札手数料は落札店の負担とする。

第 12 条（譲渡書類）

出品店は、成約車両に関する書類規程に定める譲渡書類を、成約日を含む 7 日以内に当社に対し引き渡さなければならない。

第 13 条（成約車両の搬出）

1. 落札店は、成約車両を、当社の翌営業日の 10 時から搬出することができる。
2. 落札店は、原則として、前項で定める搬出可能となった日を含む 3 日以内の当社の営業時間内に、成約車両を搬出しなければならない。ただし、営業時間外の搬出について各会場において別の定めがある場合は、その定めによる。
3. 落札店が前項の期限までに落札車両を搬出しなかった場合、落札店は、当社に対し、別途定めるペナルティを支払わなければならない。

第 14 条（クレーム申告）

1. 落札店は、クレーム規程に基づきクレームを申し立てることができる。なお、クレーム規程上の起算日として「オークション開催日」を「成約日」と読み替えて同規程を適用する。
2. クレーム規程第 8 条第 2 項については、落札店が遠方の会員（各会場により定める地域）で、クレームの申立てが成約日を含む 5 日を越えかつ翌オークション開催日以降になる場合は、U S S に対しその旨を事前申告することを要する。

第 15 条（その他）

1. 本規程に記載がない内容については、USS オートオークション規則及び諸規程に従う。
2. ワンクリックサービス利用の際に長期休暇をはさむ場合、第 6 条および第 11 条ないし第 15 条に定める期限について、当社が各会場において個別の案内をするときは、会員はその案内の期限に従う。

2021 年 5 月 24 日 改定 同年 7 月 1 日 施行